平成２３年（再ロ）第２号
神奈川県横須賀市東逸見町３丁目59番地20
再生債務者　磯部　和希
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月19日から平成23年10月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４号
北九州市八幡東区祝町１丁目６番46号
再生債務者　三輪　順一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月27日まで
平成23年９月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第６号
大阪府羽曳野市古市６丁目26番３号
再生債務者　長久　皓士
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月３日まで
平成23年９月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号
山梨県北杜市明野町上手5984番地４
再生債務者　小田切　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月４日まで
平成23年９月６日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第１１号
広島県東広島市安芸津町木谷387番地52
再生債務者　竹前　浩道
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月４日まで
平成23年９月６日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区８棟502号
再生債務者　穴吹　嘉英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１号
神奈川県横須賀市津久井１丁目17番19号
再生債務者　山岸　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月６日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（再ロ）第４７号
大阪市西淀川区百島１丁目１番３号大塚方
再生債務者　松田　勝也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
大分県竹田市大字向山田948番地１
再生債務者　後藤　二郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月６日
大分地方裁判所竹田支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号
大分県竹田市大字向山田948番地１
再生債務者　後藤　良江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月６日
大分地方裁判所竹田支部再生係

平成２３年（再ロ）第６号
京都市下京区西新屋敷上之町124番地
再生債務者　豊永　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１５号
横浜市保土ヶ谷区仏向町1417番地16
再生債務者　鵜澤　　亘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号
静岡県浜松市東区笠井新田町1314番地の15
再生債務者　小山　明美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月７日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成23年９月２日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。
平成 23 年９月 15 日
東京都目黒区上目黒１丁目21番12号
東急ストア企業年金基金
清算人　関沢　英喜

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成23年９月２日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　関沢　英喜
2．住所　千葉県市川市新田４丁目10番２号
平成 23 年９月 15 日
東急ストア企業年金基金

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成 23 年９月 15 日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　保健体育
昭61中１第8483号
イ　高等学校教諭一種免許状　保健体育
昭61高１第8773号
⑵　授与年月日及び授与権者
昭和61年３月31日　東京都教育委員会
⑶　本籍地　神奈川県
2　失効年月日　平成23年８月３日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　臼井　　努

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年９月 15 日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
小学校教諭２種免許状、東京都教育委員会、静岡県、青木　啓明
中学校教諭１種免許状（社会）、東京都教育委員会、静岡県、青木　啓明
高等学校教諭１種免許状（地理歴史・公民）、東京都教育委員会、静岡県、青木　啓明
中学校教諭専修免許状（社会）、東京都教育委員会、静岡県、青木　啓明
高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、東京都教育委員会、静岡県、青木　啓明
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当